

板橋区史跡公園（仮称）展示活用施設整備計画及び展示デザイン業務委託
プロポーザル方式実施要領

令和8年1月9日
板橋区史跡公園（仮称）展示活用施設整備計画及び
展示デザイン業務委託事業者選定委員会決定

（目的）

第1条 この要領は、板橋区が行う板橋区史跡公園（仮称）展示活用施設整備計画及び展示デザイン業務委託を実施するにあたり、価格だけでなく、最適な業務実行の観点などから、複数の事業者からの多様な提案を求め、総合的な見地から、また、公正かつ公平な方法で、本業務の最適な事業者を選定する方式（以下「プロポーザル方式」という。）を実施するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

（募集方法）

第2条 参加を希望する事業者（以下「参加者」という。）の募集は、別途作成する「板橋区史跡公園（仮称）展示活用施設整備計画及び展示デザイン業務委託募集要項」（以下「募集要項」という。）のとおり実施し、区ホームページへの掲載、窓口における掲示を行い、1週間以上の募集期間を設定する。

（参加資格要件）

第3条 板橋区史跡公園（仮称）展示活用施設整備計画及び展示デザイン業務委託のプロポーザル方式の参加者は、以下の項目を全て満たしているものとする。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
 - （2）東京都板橋区競争入札参加有資格者指名停止要綱（平成17年3月31日区長決定）による指名停止を受けていないこと。
 - （3）参加者またはその役員等が以下の項目に該当しないこと
 - ア 暴力団員等である、又は暴力団員等が経営に事実上参加している。
 - イ 暴力団員等を雇用している。
 - ウ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有している。
 - （4）提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
 - （5）提案金額が契約上限額の範囲内であること。
- 2 プロポーザル方式の参加者が契約締結までの間に前項に規定する参加資格要件を満たさなくなった場合は、その時点で参加資格を失う。また、提案採用者となっていた場合は、提案採用を取り消す。

（参加申込方法）

第4条 「募集要項」、「プロポーザル方式参加申込書（様式1）」を教育委員会事務局生涯学

習課窓口または区ホームページにより提供し、参加者にはプロポーザル方式参加申込書(様式1)の提出を求めるものとする。

2 プロポーザル方式参加申込書(様式1)とあわせて板橋区史跡公園(仮称)展示活用施設整備計画及び展示デザイン業務委託事業者選定委員会(以下「委員会」という。)が必要とする書類(以下「必要書類」という。)の提出を求めるものとする。

(質問並びに回答)

第5条 参加者から質問があった場合はメールで受付し、メールにて回答する。

2 回答は区ホームページにより参加者全員に周知するものとする。

(審査項目及び審査基準)

第6条 委員会は、恣意的にならないよう公正性、透明性、競争性を備えた審査項目及び審査基準を設定する。

2 審査項目及び審査基準について、一次審査は別表1「評価書(第一次審査)」、二次審査については、別表2「評価書(第二次審査)」とする。

(一次審査)

第7条 選定委員会の委員長(以下「委員長」という。)は、一次審査通過者の選定を委員会に付すものとする。

2 委員会は、一次審査を書類審査により実施する。

3 委員会は、別表1に定める参加資格要件、審査項目及び審査基準に基づき一次審査通過者を選定する。

4 参加者が5者以内の場合は、一次審査は参加資格要件のみを審査する、ただし、参加者が6者以上の場合は、審査項目及び審査基準について評価し、評価点の高い者から順に5者を選定する。

5 委員会は、前項の評価点が同点の者が複数いる場合、別表1に定める項目順位の高い項目の得点が高い順に決定する。また、この得点も同点の場合は、委員の多数決により決定する。なお、委員の多数決の結果が同数の場合は、委員長が決定するものとする。

6 委員長は、一次審査通過者及び不通過者に対し、結果通知を送付する。

7 一次審査通過者に対する通知においては、二次審査日時、会場等の詳細を明示するものとする。

8 一次審査不通過者に対しては、理由を明示するものとする。

9 参加者が6者以上であったため、審査項目及び審査基準について評価を行った場合は、その結果を公表するものとする。

(二次審査)

第8条 委員長は、一次審査通過者を委員会の二次審査に付し、提案採用者を選定するものとする。

- 2 委員会は、一次審査通過者によるプレゼンテーションを実施する。
- 3 委員会は、別表2に定める審査項目及び審査基準に基づき評価を行い、評価点の高いものから順に順位をつける。
- 4 委員会は、評価点の最も高い者を提案採用者として選定する。ただし、評価点が満点の2分の1を超えないときは提案採用者としないものとする。
- 5 委員会は、前項の評価点が最も高い者が同点で複数いる場合、別表2に定める項目順位の高い項目の得点が高い順に決定する。また、この得点も同点の場合は、委員の多数決により決定する。なお、委員の多数決の結果が同数の場合は、委員長が決定するものとする。
- 6 委員長は、委員会の選定結果報告に基づき決定した提案採用者及び不採用者に対し、結果通知を送付する。

(提案採用者の辞退及び参加資格要件喪失)

第9条 提案採用者が辞退した場合及び第3条第2項の規定に該当する場合には、前条第3項の評価順位が高い者から順に提案採用者とすることができます。ただし、二次審査の評価点が満点の2分の1を超えないときは提案採用者としないものとする。

付 則

- 1 この要領は、決定の日から施行する。
- 2 この要領は、当該案件にかかる契約締結日をもって廃止する。

様式1（第4条関係）

令和8年月日

板橋区史跡公園（仮称）展示活用施設整備計画及び
展示デザイン業務委託事業者選定委員長宛

所在地
事業者名
代表者職氏名

板橋区史跡公園（仮称）展示活用施設整備計画及び展示デザイン業務委託
プロポーザル方式参加申込書

私は、参加資格要件について全て満たしておりますので、提案書等の必要書類を添えて本プロポーザル方式に参加します。

なお、本申込書及び今後提出する必要書類の全ての記載事項について、虚偽の記載がないことを誓約します。

■提案金額

※今後一切変更は出来ませんので、提案金額の提示にご注意ください。

円（税込）

提出先：板橋区教育委員会事務局生涯学習課
近代化遺産担当係
締切：令和8年2月16日（月）17時必着

別表1 (第6条関係)

評価書（第一次審査）

者

◆参加資格要件（「○」は参加資格有、「×」は参加資格無）

※1つでも参加資格を有しない項目があった場合、その応募者は第二次審査へ進めない

	地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない。
	東京都板橋区競争入札参加有資格者指名停止要綱(平成17年3月31日区長決定)による指名停止を受けていない。
	参加者またはその役員等が以下の項目に該当しない。 ア 暴力団員等である、又は暴力団員等が経営に事実上参加している。 イ 暴力団員等を雇用している。 ウ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有している。
	提出された書類の記載事項に虚偽がない。
	提案金額が契約上限額の範囲内である。

◆審査項目及び審査基準

項目番	審査項目	審査基準	得点
1	提案内容	区の求めている内容を理解し、実効性のある具体的な提案がされているか。(5点～0点)	点
2	提案金額	提案金額が上限額の範囲内であり、金額の妥当性を見出すことができるか(配点表参照)。	点
3	財務状況	自己資本比率50%以上 自己資本比率40%以上 自己資本比率30%以上 自己資本比率20%以上 自己資本比率10%以上	5点 4点 3点 2点 1点
評価点(15点満点)			点

※項目順位は 1 > 2 > 3 とする。

※評価点が同点の場合は項目順位の高い項目の得点が高い順に決定する。

※審査基準に配点が明記されていないものは下記の配点表による。

【配点表】

5点	大変優れている
4点	優れている
3点	普通
2点	やや劣る
1点	劣る

【提案金額の配点表】

契約上限額との差	配点
20%以上	5点
15%以上 20%未満	4点
10%以上 15%未満	3点
5%以上 10%未満	2点
5%未満	1点
積算に妥当性がない	0点

採点者氏名

別表2 (第6条関係)

評価書（第二次審査）

者

◆選定委員評価点

項目番号	審査項目	審査基準	得点	配点
1	提案内容	区の求めている内容（史跡の価値を伝えるための魅力的かつ効果的な活用手法やデザイン）を理解し、実効性のある具体的な提案がされているか。 (5点～0点)	点	(× 3)
2	独自性	企画内容に独創的で興味を引くものがあるか。 (5点～0点)	点	(× 2)
3	意欲・熱意	発表から本委託業務に対する強い意志と積極性を感じられたか。質疑応答が明瞭であったか。また、その他ヒアリングにより特に加点したい項目があるか。 (5点～0点)	点	(× 1)
4	業務スケジュール と実施体制	業務スケジュールが実現可能なものであり、業務量の把握や工程計画を適切に行うことができる体制であるか。 (5点～0点)	点	(× 1)
5	提案金額	提案金額が上限額の範囲内であり、金額の妥当性を見出すことができるか（裏面配点表参照）。	点	(× 1)
6	財務状況	自己資本比率50%以上 自己資本比率40%以上 自己資本比率30%以上 自己資本比率20%以上 自己資本比率10%以上	5点 4点 3点 2点 1点	点
7	事業者の所在地	区内に営業拠点である本店がある場合 区内に営業拠点である支店がある場合 区内に営業拠点がない場合	5点 3点 0点	点
評価点（50点満点）				点

※項目順位は 1 > 2 > 3 > 4 > 5 > 6 > 7 とする。

※評価点が同点の場合は項目順位の高い項目の得点が高い順に決定する。

※審査基準に配点が明記されていないものは裏面の配点表による。

※評価点が満点の2分の1を超えない時は、提案採用者としないものとする。

【配点表】

5点	大変優れている
4点	優れている
3点	普通
2点	やや劣る
1点	劣る

【提案金額の配点表】

契約上限額との差	配点
20%以上	5点
15%以上 20%未満	4点
10%以上 15%未満	3点
5%以上 10%未満	2点
5%未満	1点
積算に妥当性がない	0点

採点者氏名 _____